

することに決定いたしました。

なお、理事者側から六月期期末手当について全協の申し出がございましたので、議運といたしましては、本日、一般質問の区切りのよいところで行うことを了承しておりますので、あらかじめお含み置きをお願い申し上げます。

以上でございますが、本定例会が議運の決定どおり円滑に運ばれますよう、各位の御協力をお願い申し上げます。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、六月十四日から六月二十五日までの十二日間と決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって会期は十二日間と決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第三一般質問を行います。

一般質問については、すでに通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。十六番貫井喜代次君。

（十六番貫井喜代次君登壇）

○十六番（貫井喜代次君） 通告により一般質問をいたします。

初めにお断りを申し上げます。

質問本題に入る前に、議員の皆さんに御理解、御了承をお願い申し上げます。と申しますことは、質問事項に具体的事例がない。前置きが長いなどの御指摘もあるかと思いますが、質問事項が職員の仕事につきということ、予期せざる問題にも進展する場合も、また福生市の不名誉にかかわるようなことにもなりかねない問題ともなる恐れもあり得るかと思えますので、事情御賢察、御理解を賜りたく、お願い申し上げます。したがって、行き過ぎがあるいはお気づきな発言がありましたら、議長初め議員皆さんから発言の御注意あるいは訂正すべきではないかというところ、私なりに十分検討はしてまいりましたが、御指摘いただければ幸甚と存じます。

なお、私の質問に対しての答弁は、すべて市長から回答をお願いいたします。また、答弁は、質問に対し簡潔にお願い申し上げます。

それでは、通告に基づき、質問をさせていただきます。

私が職員の職務、いわゆる行政職の自覚という点について、なぜ一般質問事項としたか。それは申すまでもなく、職員、特に幹部職員の一部の方には、いささか説明を要しない問題であるかと思ひます。

私は議員となって八年、かつて職員をしてきた関係もあり、何かと気がついた事項については、率直に注意がましいことを申し上げてまいりました。しかし、それは市行政上何かと必要な事柄ではないかということでありましたが、そのようなことに対し、おのれの非も顧みず、一部の、特に幹部職員は、道楽で、趣味で職員をいじめている。また、職員出身の議員でありながら職員をいじめていると言う市長側近の部課長もいる。このことは、他の議員についても大同小異そういうようなことであらうと思ひます。

いじめることと注意ということがいかにも異なるかということ。私はこれから示していきたいと考える。今回、その第一回として、この一般質問としたわけであり

ます。

市の事業に、どなたから聞いても、どなたから見てもまことにまじめに働いてるという零細な……これは失礼な言い方かもしれませんが、零細なと思う業者を、その担当の一係長が、私の言うことを聞かないならその仕事からは出すという脅迫、おどしをしてきた職員、したかつて、その職員一係長は、出張命令を受けず、もちろん直属課長の命にも従わず、勝手に、しかもその担当係に直接関係を持つ業者と管外に出歩くことがあるとしたら、市長は、そのような職員をどのように処遇するかと。

多くの職員の中でございますので、問題を起こすこともあらうと思ひますが、職員の酒酔い運転事故にしても、しかし、そうしたことも異なる職員の行為、それは市の契約事業にかかわる業者のあり方に、幹部職員まで身のほど知らずというように出席し、またそのような業者とゴルフ、マージャンをたむたむというか、常にというかとともにしているとしたら、果たして公務員として公正な全体の奉仕者としての行政が可能であらうか。議員は、公的以外は何かと誤解を招くとして、特別その者との別懇な関係以外は、招待を受けても現在までその

ような行事に遠慮し、慎しんできているのが現実です。しかし、何たる無軌道な行為、行動であるかとしか申し上げられないと思つがどうか。

御承知のように、福生も時代の推移とともにその流れに沿つて日々発展し、村から町、町から市となり、市制施行以来すでに九年を経過し、その時代は比例して行政の需要、住民からの要望等、市行政が複雑多岐にわたる。地方自治体として取り組み、取り扱う行政事務量、事務内容もまことに繁雑、専門化してまいりました。したがって、職員もきよりあすというように幅広い、奥深い勉強と努力を要請され、これに対応していく多くの職員の努力と研究、研修等に対しては、心から御苦労さまという感謝の念を持つて一人であります。

しかし、ただいま申し上げましたように、行政が複雑多岐になつたから、複雑な行政事務となつてきたので、あれもこれもミスが多いでは済まされないと思う。職員の中には、公務員として、また市民のための職員としての自覚という、その置かれてゐる立場を忘れてゐる者がいないだろうか。いわゆる市民としての職員であり、公僕と言われる公務員としての責任というか、義務というかを忘れ

てゐるものがないかと言わざるを得ない事柄が果たしてないであらうか。

そこで私は、次のようなことについて、特に管理職にある一部の方に対し、心機一転初心に帰り、新たな心をもって職責の遂行と部下職員の公務員としての職務、職責等についての指導、教育を、それには上に立つ職員みずからその職責に徹し、職務に範を垂れることが大切なことであらうと思う。したがって、管理職にある方は、最大の努力を身をもって示すことが、いまこそこの福生市に最も必要なことではないかと思ひます。

その第一といたしましては、職員の職務遂行について、地方公務員法第三十条の服務の根本基準は、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務遂行に當つては、全力を挙げてこれに専念しなければならぬ。と、職員の服務の根本基準が示されているが、このことを職員はどのように自覚して職務に當たつてゐるだろうか。私は、この地方公務員法第三十条を全面的に忘れさつてゐるのではないかと疑いたくなる。忘れたというより意識してゐない職員が、しかも幹部職員の中にもいると思われ

るがどうか。

次に、職員としての行為、行動について伺いますが、職員として不名誉になるような行為を平然として行っているような職員はいないか。管理職と言われる職責を持つ部課長は三十数人いると思いますが、そうした職責を持つ管理職の一部が不名誉となるような行為をしたとしても、あるいはうわさを、あるいは話を耳にしても、理事者初め一人として注意も意見もしないことがあるとしたら、何のための責任者。管理職であるかと申し上げたい。もっとも自分自身が注意をする資格がないような行為、行動を持つ管理職であるとしたらこれはまた別であります。

次に、地方公務員法第三十三条では、信用失墜の行為の禁止が定められているが、これについてはどうか。「職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」とされているが、これまた全く忘れ去られていると思われるような管理職なり部課長はいないだろうか。

さらに職員として、職務に対しての責任についてであります。地方公務員法第三十五条では、職務に専念する義務についての規定がありますが、それは

「職員は、法律または条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」とされていること、そのこともまたことごとく忘れられているような職員、部課長が果たしていないだろうか。だてに地方公務員法で職員の職責等を規定しているものではない。職責を問われる反面、職員の身分の保証も定められている。いわゆる義務に対して守ってもらう責任を果たすべきである。

ただいま申し上げたようなことは、すべての公務員が遵守すべき、また遵守しなければならぬ事柄であり、特に管理職としてあるべき職責を持つ職員は、このようなことに対しては徹底し、自覚をしていなければ、市民、住民の信頼を受けられることなどあり得ないと思う。よんだ水は腐るというたとえがあるが、福生市ではどうであろう。現在まで余りにも平穏無事、刺激も指摘事項も少なく、無風状態で本日を迎えたことは、よんだ水、腐った水になれ過ぎて、臭い水であることに気がつかないということはないか。あるいは管理職という自覚すらなくした、いわゆるよんだ水となっているようなことはないか。

いか。身をもって厳しい規律と節度を一番要求されている——要求されているというより自覚していなければならぬのは幹部職員であると思う。一般職員の手本とならなければならぬ職責を持つ者が、逆に若い職員から指摘、非難、誹謗あるいはたしなめられるという行為、行動を果たしてはいけないという胸を張って言えるかどうか。そのようなことがあるとしたら、市民の幸せのため、福生市の発展のためなどという資格ゼロであると思う。地方公務員法で定められている職員として、公務員として当然守らなければ、また守らなければならないように努力しなければならない事柄を、その職員みずから守らな

いとしたり、市行政は、地方公共団体は、この福生市はどうなるか。部下職員の指導、教育は申すまでもなく、市民のための行政も満足に執行できるはずはないと考える。
特に再三申し上げておりますように、管理、監督にある管理職員自身が、これは幹部職員全員とは申し上げておりませんが、この際猛反省を促したい。市長の言う「上正しかうざれば、下正しかうずし」と言うが、果たしてこの名言か名言どおり「正しかうずし」であつてはならない。地方自治法第二百四十二条による住民監査請求を受けてからでは事遅い。
私は昭和四十八年十二月十二

日の定例会で、当時、見るに見かねたというが、聞くに耐えかねたというが、職員の規律、綱紀について一般質問をし、苦言を呈し、職員の自覚を促しておきましたが、最近、これはあるいは私だけではないと思うが、目に耳に入る事柄は当時の比ではなく、いまにして病気で言えば手術せず手をこまねいては手おくれとなる。いままでぬるま湯に浸っていたと思われる面もあり、この際冷水を浴びることも必要であらう。したがって、それには傷跡も残るであらう。あるいはその大きな命を守るためには大手術もやむを得ないのが現在ではないかと思うかどうか。過般の定例会では、原田議員が市職員の服務について、また一昨年は、三月には、閑議員が工事契約の方法等について職員の自覚についてと思われる質問がされましたが、それらの質問の中にひそんでいる事柄は、一連したことを心配しての注意信号の質問であつたと私は思います。よく新聞紙上をにぎわす事件で必ず出ること、何かうわさが出たとき、そのうわさを究明していたらあるいはあのととき注意していたらこのような大きな傷だらけになることもなかったであらう。うわさをうやむやに聞き流した議会人を初め、市の最高幹部に大きな責任があるという記事が必ず載せられてきている。

御承知のように、昨年秋、連日三面記事をにぎわしてきた近くのある市について、さらに数日前の宮崎県知事問題もそのようなことが書かれていたことは御承知のとおりと思います。したがって、何かと感心できないうわさが出る、またうわさがあることは、市民のための、市民あつての職員であることを忘れてはいないかと申し上げたい。福生市の不名誉となるようなことが起こつてからの手当より、起こさないとする努力が必要なことであらうと思うがどうか。市長はどのように職員に訓示あるいは注意なりしてあるか、またしてきたか。私が申し上げたようなことは、市役所を留守にする日が多いため全然知らなかったか。知らなかったとしたら具体的にその事例を申し上げ、さらに市長のこれらの職員の処遇等について第二問において伺うことにして、市長の答弁を求めます。

続いて第二の質問、公共施設の市有財産の管理運営についてを質問いたします。

市有財産、公有財産はだれの物かと同じたいような問題があるように思うので、この問題を伺うわけであります。

御承知のように、市有財産にも動産あり、不動産あり、備品あるいはまた

消耗品等数多くありますが、中でも建物の不動産には庁舎、小中学校、体育館あるいは市民会館、福祉会館等これまた数多くありますが、これが管理運営、特に使用料を徴収するもの、また賃貸料を徴収するもの、また支払うもの等、これまた種々あるが、その中で借地上にある建物の一つについて伺いたい。

これはすでに議会に報告され、審議し、意見も出たことのある旧西多摩生活婦人会館についてお尋ねしたい。

御承知のように、この建物は牛込地区の柏荷講というものが所有してゐる敷地にある建物であることも御存じだと思います。この敷地は、聞くところによると大体百四十坪くらいあるやに聞いたりあります。この建物は福生市の所有で、申し上げたように敷地は借地である。そこで、この地代は本年度坪幾ら支払うことになつてゐるか。また、これが予算措置は幾らとなつてゐるか。本年が決まつていないなら五十三年は幾ら支払つてゐるか。また、その賃貸借契約はどのようなになっているか。また何年契約であるか。さらに、これが市有建物、公共建物か、どのように市民に利用されているか。年間使用回数、使用料はどうなつてゐるか等について伺いたい。また、これが建物を個人に一部貸したと聞くが、これが賃貸

契約、賃貸料はどのようなになっているか。契約期間はまたいつまでとしてあるかに
ついて伺いたい。さらに、この建物は今後市としてどのように利用し、市民の利
便に供する考えがあるかについて伺いたい。

次に、公有財産の使用について、公用車、特にバスの使用について、これが使用
条件はどのように定められており、どのように使用許可をしているか具体的に説
明されたい。

また、都市公園の一部使用はどうなっているか。これは昨年九月二十六日の全
協に提起されて以来九月を経過したが、どのように決定づけることになったかにつ
いても伺いたい。

以上について回答をお願いし、次は第二回の質問といたします。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) お答えを申し上げます。

職員の行動につきましては、地方公務員といたしまして当然公務員法にのっ
りました行動をとらなければいけないわけでございまして、私といたしましても最
も苦慮しているところでございしますけれども、なかなか目が行き届きませんで、本

日貫井先生より御質問を賜りまして、私といたしますとまことに天の声を聞く
といった感じでございます。

いろいろの抽象的な例を挙げられまして、公務員としてふさわしくない行動があ
るのではないかとというようなことでございます。私といたしましては、一切関知しないと

か、あるいは知らなかったとは申しませんが、職員のきわめて公務員法に違反した
行為というものは承知をしておりません。ふだんの教育でございしますけれども、

私の直接の訓示ということは年に二回くらいでございまして、もっと回数が多ければ
よいと思いますけれども、二回くらいでございします。その他、他の市並みには講

習等は十分やっているわけでございしますけれども、私は、元来が身をもって示す
という体質でございまして、むしろ試験に合格をした高等教育を受けてこ
れた職員でございしますので、一般的常識は備わっていると見ておるわけでございします。

しかし、一般的教養が備わっておりまして、公務員は特殊な地位でござい
ますので、公務員としての教育は、東京都の共同でしております府中の研修セン
ター、あるいは市独自におきます教育を施しているわけでございします。私から
余り、余りということよりもむしろほとんどでございしますが、職員内部のことを

余り知らないということは、全くこれは不届き至極の話でございまして、深く反省もし、おわび申し上げる次第でございしますが、いままで福生市の置かれている位置が、どうもこの際予算の獲得をし、ある程度事業を進捗いたしませんと、市の発展がおくれるような危惧を感じまして、一つのチャンスをつかんだというようなことがございしますので、確かに私といたしますと、内部に対する監督は不行き届きであつたというふうに自覚しております。しかしながら、大体事業あるいは今後の折衝等も一応目鼻がつき、ピークに達したと思っておりますので、今後残された任期中は、なるべく内部にありまして、内部の監督を厳にしてまいりたいと思ひますし、また、教育につきましても力を入れてまいりたいと思ひます。

先ほど貫井先生が最初に職員いじめというのを申されましたけれども、私はたぶん昭和三十年と思ひますけれども、福生町議会議員にならしていただきました。そのころ貫井先生に大変に御指導をいただきました。非常にまじめな律儀な方であります。私は、貫井先生の言動というものを拳拳服膺しておるつもりでございします。先ほど申されてゐるようなことがあれば、これは公務員としてまことに恥すべきこととでございします。十分この点につきましては、特に職員全般になるべく早

い時期に、特に公務員法第三十条から三十五条の関係について厳守するよう注意すると同時に、先生の御趣旨はごもっともでございしますので、よく言つて聞かせたいと思う次第でございします。

簡潔というおこしはでございしますので、足らない点もたくさんあると思ひますけれども、いちいち申されましたことはごもっともであり、私はそれに従つて、できるだけお説のように努力するということをお誓ひ申し上げまして答弁とする次第でございします。

○総務部長（上野重勝君） 市有財産の管理のうち、婦人生活館とバスについては私の所管でございしますので、私から答弁申し上げます。

婦人生活館につきましては、前に西多摩婦人生活館として財団法人で使つておりましたものを、市が譲渡を受けまして現在まで運用してゐるものでございします。御質問の点の契約の期間は、土地につきましては昭和五十一年四月一日から昭和五十六年三月三十一日の五年間が当面の契約期間でございします。それから地代につきましては坪二百九十円ということになっております。それから、あそこは不用心でございしますので、留守番として市職員に一人入つていただきました。これは実費として現在月五千円をちようだいたしてあります。それから婦人生活館の使用状況

の実態でございすが、あそこを財産として受理いたしましたか、行政目的にまだ使用いたしておりませんので、正式に貸し出しはしておりませんので、現在倉庫がわりのような形で使っております。したがって、正規に使用料を取り、あるいはまた、使用貸し出しをしたことはございせん。ただ、あそこを譲り受けるときこの条件といたしまして、当時、牛浜一町会につきましては無料であそこを使わしておりましたので、それを条件として譲り受けておりますので、現在、牛浜の町会が使用するだけについては、使用貸し出しをしております。

それからバスの運行状況でございすが、大変いろいろな面に活躍をいたしてあります。昨年四月から今年の三月までの運行回数は九十四回ほど出ております。市内が十七回、市外が七十七回ということで、延べ利用者は三千百三十五人という大きな数字となっております。それからこの使用の貸し出しでございすが、市が主催をいたします。あるいは市が必要と認めた目的の使用については貸し出しをいたしてあります。現在、市と関連をもちます各市内の団体等が利用しているのが実態でございす。これはそれぞれの市の機関が視察計画を立てまして、利用目的を掲げまして、私どもに申し出があったものについて

て許可をいたしているのが実態でございす。

○教育次長（内田和雄君） 牛浜野球場の件でございすが、いままでも公園ということにございしたが、今年度牛浜野球場ということに教育委員会で管理することになってくるわけにございすが、いままでの歴史と申しましようか、経過もございすので、また地元の方、それから内部的にもいろいろ検討して今後の対策をさせていたしたいと思います。早急にその点を協議をいたしまして、地元の方との話し合いをもちまして処理してまいりたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

○建設部長（斉藤多市君） 御指摘の都市公園関係につきましては、九月定例会におきまして、全協で理事者側案を申し上げたわけにございすが、御指摘のように、都市公園法あるいは都市公園条例の中に町会施設を建てることについては疑義がございすので、当面、公園用地につきましては、このような形での適用はさせないという考え方でございす。

○十六番（貫井喜代次君） 簡潔にと申ししたので、いまさら申し上げるのもあれですけれども、すこし簡潔すぎたようにも聞こえますが、何か市長の答弁は、市長自身もいま回答してありましたように、何か私がこういうことを言うのを心待

ちに待っていたというふうに聞えます反面、また余り内容を知らないようなことでございますが、努力していくというような市長の答弁でございました。私が申し上げているのは、いわゆる管理職、部課長の問題を申し上げているので、先ほど申し上げましたように、上の者がしかりしていれば下の者はおのずとそれに付いていくということであるので、部課長の教育をいまい少しやるべきではないかというふうに考えまして、諸般のことからいろいろ申し上げたのでございます。

市長本人が、まだまだ甘い面があるということを申されましたが、私も市長が甘い面が多分にあると思います。ということは、どうもこれは人間だれもそうかと思いますが、市長側近の職員が、いわゆるあばたもえくぼ的であるやに見受けられる。また見ている面もあると申し上げて過言ではなからうかと思えます。これは私一人の見方ではないと思います。そこで広く職員の職務とその服務姿勢に目を向け、片寄った偏見のことだと言われないように努力することが市長の市長たる責任と 생각합니다。私はまだまだいろいろの点について資料も持っておりますけれども、余りに市長が私のこうして申し上げたことに対して、待つていたというふうなことになりますと、余り先に問題を提起して、先ほど申し上げたようないろいろな面にも波及することは

どうかと思えますし、また部課長のほとんどが出席しているので、私の言ったことがその中にひそんでいるということはおわかりだと思えます。余り先には進みませんが、より一層、市長としてこれら幹部職員の教育、その他に対して配慮願ひ、これらに対してのさらに市長の回答をお願いしたいと思えます。

それから次に、公有財産その他の関係でございしますが、ただいまいろいろと部長から説明がございました。聞くところによると、このもとの西多摩婦人生活会館という名称だったと思えますけれども、その地主である稲荷講の関係者は、この建物は皆さん御承知のように建築以来相当年数も経過している。無料でいたいたたとしても維持修繕費もかさみ、また改築にも古い建物で構造上地元で考えるような建物にするには、これまた経費、工事費がかさむということで、この稲荷講の地主側としては、一部の土地を——先ほど私は百四十坪くらいあるやに聞いたと申し上げましたが、それを売却して、その金で高層の近代的な牛込駅前通りにふさわしい建物として駄賃かしくないものを建てたいということのようですが、高い地代を支払って、しかも公共性の利用も、牛込の町会が使う以上は全然使っていないということでは、したかつて貸さないから使用料も入らないと、こうした公共